

○財務省告示第百二十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年三月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年四月七日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三
十八回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項、第四十七条第一項及び第
六十二条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入

				六					五
				イ					イ
				発					方募
入札発競争行	価格競争額	行争入札発	争入札発	非者特国札非	者・別債発	争入札非	争入札非	入札発競争	法入決定の

<p>るた運十つ定う額 法め営九いにち面 律の公必五はづ財額 第二債要千六額政で 条のな六百面行法二 第一発財八金した条兆 項のの特確保を関す 規定に關する基</p>	<p>込募各割各当も各 みの限国り申の申 の度債当申から の額市てみ。その の場特。のち 範別参加者 を割りにおいて各 り当てる。申</p>	<p>非下額市札格競とて価の 価一を場であ競争す得格決 格国を定場特争入するらを定 競債め特あ争入札札もれ募を 争市める参つ入札ののる入受 入場も加て、と行行にの額け 札特の者財、同行「による格に 行参加者務時といいう。及び 「参加るに大臣が行われる 者発行ににが行われる ・発行ににが行われる I以度債入価非格し募</p>
---	--	--

		七 イ 払込金 額				ハ		ロ															
非 価 格 競 I	者 ・ 第 I	特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 行 入 行	非 競 争 入 行	入 札 競 I	者 ・ 第 I	特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 行 入 行	非 競 争 入 行												
万 円	二 千 百 二 十 六 億 六 千 三 百 七 十 八	六 十 五 億 千 百 九 十 五 万 三 千 円	二 兆 千 八 百 十 三 億 九 千 十 三 万 円		で 二 千 百 二 十 六 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	九 十 七 億 二 千 六 百 十 五 万 円	つ い て は 、 額 面 金 額 で 八 千 六 百	定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に	円 、 同 法 第 六 十 二 条 第 一 項 の 規	面 金 額 で 七 千 四 百 一 億 六 千 万	行 し た 利 付 国 債 に つ い て は 、 額	十 七 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行	十 三 億 九 千 五 十 万 円 、 同 法 第 四	国 債 に つ い て は 、 額 面 金 額 で	項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付	計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一	億 六 千 六 百 五 十 万 円 、 特 別 会	は 、 額 面 金 額 で 四 千 二 百 四 十	づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て

十四 後第二期 利子以	十三 二期 利率 子	十一 イ 発 行 行 格 日	九 振替 単 位	八 最 低 額 面 金
てを毎年 、支払三 その期月 日と二十 以前、日 六月各 月支払 間に九 属にお する日	$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$ <p>年〇・四パーセント 平成二十七年九月二十日 期とし、次の算式により算出し た金額を支払う。ただし、支払 期が銀行休業日に当たるとき は、その翌営業日に支払う（以 下、次号及び第十五号におい て規定する期日について同じ。 額面金額 $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$</p>	<p>額面金額百円につき百円三銭 額面金額百円につき九十九円七 額面金額百円につき九十九円七 額面金額百円につき九十九円七</p>	<p>平成二十七年三月二十日 す。の整数倍の金額によるものと の記載又は記録は、最低額面金 の記載又は記録は、最低額面金 振替法の規定による振替口座簿</p>	<p>五万円</p>

十
九

十
八

十
七

十
六

十
五

償還期
償還額
元利支
払場所
入札参
加者
払込期
日

利子を
支払う。
平成三
年三月
二十日

額面金
額百円
につき
百円

日本銀
行

財務大
臣から
通知を
受けた
者

平成二
十七年
三月二
十日